

大谷成美会会則

(平成二十八年四月一日制定)

第一章 総則

(名称および所在地)

第一条 本会は、大谷成美会(以下「本会」という。)と称する。

第二条 本会は、事務所を大谷学園帝塚山学舎内におく。

第三条 建学の精神の象徴として学園長を(名誉顧問とする)。

第二章 目的および事業

(目的)

第四条 本会は、母校建学の精神に基づき、会員相互の親睦を図り、あわせて母校の発展に尽力し、社会に貢献することを目的とする。

第五条 本会は、前条の目的を達するために、必要に応じて次の事業を行う。

- (一) 母校の教育に対する援助
- (二) 講演会、講習会等
- (三) 会報・会誌の発行
- (四) 同窓会名簿の管理
- (五) その他本会の目的を遂行するために適当と認める事業

第三章 会員および会費

(会員)

第六条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (一) 特別会員 現旧専任教員
- (二) 正会員 母校卒業生
- (三) 準会員 転校などの理由で母校を卒業するに至らなかったで、入会を希望し、役員会の承認を得た者。

(会費)

第七条 本会の会費は終身会費とし、正会員は規定の金額を卒業学年において納めるものとする。

二 準会員は、入会時に終身会費を納めるものとする。

三 会費の改定等は、役員会の承認を得なければならぬ

第四章 役員

第八条 本会に次の役員をおく。

- (一) 会長 一名
- (二) 副会長 二名乃至三名
- (三) 会計 二名乃至三名
- (四) 書記 二名乃至三名
- (五) 会計監査 二名
- (六) 幹事 十五名以内

(役員の出選)

第九条 役員の出選は、正会員の中から、次の方法により選出する。

(一) 会長は、総会において選出する。ただし、会長選出を円滑に行うため、役員会は会長候補者をあらかじめ選考し、総会に推薦するものとする。

(二) 副会長、会計、書記および会計監査は、役員会において互選によって選出し、総会の承認を得るものとする。

(三) 幹事は、役員会の推薦する者から選出し、役員会の承認を得るものとする。

(役員の任期)

第十条 役員は、同一役職において二年とし、重任は一期のみとする。ただし会長及び幹事については役員会の要請があればその限りではない。なお全役員とも再任は妨げない。

二 役員に欠員が生じたときは、速やかに補充し、後任者の任期は前任者の残任期間とすることができる。

(役員職務)

第十一条 役員職務は、次のとおりとする。

- (一) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (二) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- (三) 会計は、会計に関する事務を処理する。
- (四) 書記は、庶務事項を処理する。
- (五) 会計監査は、会計を監査する。
- (六) 幹事は、会務一般の事項を補佐する。

(名誉会員)

第十二条 本会に名誉会員をおくことができる。

(相談役)

第十三条 本会に相談役を若干名おくことができる。

二 相談役は任期を定めない。

第五章 役員会

(役員会)

第十四条 役員会は、必要に応じて随時開催する。

二 役員会は、役員の過半数の出席をもって成立する。

三 役員会の議長は、原則として、会長とする。

四 役員会の議事は、出席者の過半数によって決定し、議長は議決に加わらないものとし、可否同数の場合は議長の決定による。

五 役員会は、名誉会員および相談役の出席を得て、その意見を聞くことができる。

第六章 総会

(総会)

第十五条 定期総会は、年一回開催し、事業報告、会計報告等の審議を行う。ただし、役員会が臨時総会の開催を必要と認めるときは臨時総会を開催することができる。

二 総会の議長は、原則として、会長とする。

三 総会の議事は、出席者の過半数によって決定し、議長は議決に加わらないものとし、可否同数の場合は議長の決定による。

四 総会は、やむを得ない場合、役員会をもって代行することができる。

第七章 地方支部

(地方支部)

第十六条 本会は役員会の承認を経て、地方支部(以下「支部」という。)を設けることができる。

二 支部は、本会の目的達成および発展を図る。

支部は、必要に応じて支部の状況を本会に報告する。

(経費負担)

第十七条 支部の経費は、支部が負担する。本会は支部活動を支援するため、助成金を交付することができる。

第八章 会計

(会計年度)

第十八条 本会の会計年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(経費)

第十九条 本会の経費は、会費および寄付金ならびにその他の収入をもって充てる。

第二十条 会費の徴収は、母校に委託する。

第九章 補則

(会則の改廃)

第二十一条 本会則の改廃は、総会の承認を経なければならぬ。

(細則)

第二十二条 本会則の施行に関し必要な細則は、別にこれを定める。

附則 この会則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則 この会則は、平成三十一年四月一日から改正施行する。

附則 この会則は令和四年四月一日から改正施行する。